

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年6月29日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

別表中

指導部生徒指導課	右京区役所京北出張所に勤務する職員	午前8時30分から午後5時15分まで	日曜日，土曜日，祝日法による休日並びに1月2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで
	その他の職員	午前8時50分から午後5時35分まで	
総合教育センター	全員	交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午後0時30分から午後9時15分まで	日曜日，土曜日，祝日法による休日並びに1月2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで
教育相談総合センター	企画事業課	全員	4週間を通じて8日，祝日法による休日並びに1月2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで
	カウンセリングセンター	全員	

を

指導部生徒指導課	右京区役所京北出張所管内の所管施設を勤務場所とする職員	午前8時30分から午後5時15分まで	日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで	
	その他の職員	午前8時50分から午後5時35分まで		
生涯学習部	右京区役所京北出張所管内の所管施設を勤務場所とする職員	午前8時30分から午後5時15分まで	日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで	
	その他の職員	午前8時50分から午後5時35分まで		
総合教育センター	全員	交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午後0時30分から午後9時15分まで	日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで	
教育相談総合センター	カウンセリングセンター	全員	交替に 午前8時50分から午後5時35分まで 午後0時50分から午後9時35分まで	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	ふれあいの杜	全員	午前8時50分から午後5時35分まで	日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

に改める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)